

年少者は18歳をもって選帝侯とみなされる

——金印勅書7条1項における相続年齢の意味——

古川 誠之

1. はじめに

「正統なる男子の相続者が不十分な年齢で遺されたならば…而してその者は満18歳をもって選帝侯とみなされる。この点につき今後も保持されることを余は望み、かく定めるものである」。1356年に皇帝カール4世により発布された金印勅書の7条1項は、選帝侯位の継承者の相続年齢についてこのように定めている⁽¹⁾。

金印勅書は神聖ローマ帝国の国制を長きに渡って方向付けた「基本法」とみなされている⁽²⁾。その内容の中核には、ローマ王選挙の形式に関する諸項目と選帝侯位の相続に関する諸項目とが置かれている。この二つの要素は金印勅書の、当時の帝国国制における基本的な性格を定めている。特にこの法書の中に選帝侯位の不可分性・長子相続等が明文化された点は、「ドイツを法的に選帝侯帝国へ変えた」⁽³⁾と評されるまでに特徴的な要素と言える。

この選帝侯位について定めている諸項目のうち第7条は「ベーメン王、ライン宮中伯、ザクセン公、ブランデンブルク辺境伯が…ローマ王選定の際に、同僚であるところの他の聖界の選定者(マインツ・ケルン・トリアーの三大司教)と共に、王を立てる権利・票・座を持つ…彼らこそが神聖帝国の選帝侯である」⁽⁴⁾と定めており、それまで人数および構成員に不透明性を残していた選帝侯位を、初めて明確に定めた。彼らの存在と存続があつてこそ帝国は「幸福な状態に」あることが可能であり、彼らの「熱望されている、かつ有益なる和合こそが、(皆の)共存共栄にとって」重要であると条文は述べる。そのために選帝侯は、先に述べた世俗家門の者たちも、個々の成員の私欲によって「王を立てる権利・票・座」およびその財産を分割したり、それらの案件によって争ったりしないように、長子相続の原理に従って相続されるべきことが定められている。相続者が十分な年齢にいたっていない場合は後見人によって補佐され、十分な年齢に達してのちこれを継ぐものとされた⁽⁵⁾。

選帝侯位を相続可能な地位として定めたという点でこの7条は重要であるが、同時にそこには興味深い指示が含まれている。それこそが冒頭で引用した、選帝侯位の相続可能年齢についての規定である。選帝侯はなぜ「満18歳をもって」十分な年齢とみなされ、また相続可能となると規定されたのか。本稿の目的は、この「18歳」という規定の位置づけの意味を探ることである。

2. 成人年齢規定

そもそも法律上の成人を何歳と定めるかについては、現在に至るまで必ずしもそれぞれの国内で均一ではないし⁽⁶⁾、また時代によっても異なっている⁽⁷⁾。またここで問題となるのは、ただ成人年齢の単一の時点、つまり個別の数字に限られるわけではない。成人に至るまでの人生の段階がいかに区分されたか、本論の関心の枠内で言い換えるならば「王侯貴族の子弟は18歳に至るまではどのような存在として把握されていたか、そして18歳以降はどのような行為が可能な存在として把握されていたか」が問題となる。成人年齢の時期的変遷が史料からうかがえるとするならば、それは個々の時代社会において成人概念が変化している印として把握することができる。そこでドイツ史における成人年齢規定が史料にはどのように表れてきているかを、まず確認してみたい。

まずドイツ史における成人年齢規定と対比させる前提として、ローマ法における成人年齢規定を参照しておきたい⁽⁸⁾。ヨーロッパ史の源流でもあり、特に後に一般法としてドイツの法制定に強い影響を与えることとなるローマの法体系の中には、かなり明確な年齢区分が存在している⁽⁹⁾。ローマ法においては行為能力を判断する際に、人の年齢段階はおおまかに3段階に区別される。それは行為能力を持たない「幼児 *infantia*」を含む「未成熟者 *impubes*」、「成熟者 *pubes*」およびその中間の期間である「成熟期の者 *pubertas*」である。未成熟者は行為能力がまったくないか、あるいは自身の財産を処分する行為に著しい制限が課されていた。成熟期に入ると成熟者になるまでは法行為の際に各種の保護を受けた。25歳に達すると成熟者として完全に法行為をなすことが可能となった。

むしろローマ法にあっても、年齢規定が当初から明確に統一されていたわけではなかった。テオドシウス勅法の中では「幼児」は「6歳を超えるまで」と定められていたり⁽¹⁰⁾、あるいは7歳と定められている場合もある⁽¹¹⁾。ローマ法では最終的にユスティニアヌス法典において、「幼児」を7歳、「成熟期」の始まりを男児14歳、女児12歳、そして成熟者を25歳と定めるに至った⁽¹²⁾。ユスティニアヌス法典に至るまでのローマ法における年齢規定は、主に不法行為能力の問題としての刑法、および行為能力とその不完全な行為者の保護としての後見といった問題で取り上げられている。

ゲルマンの諸法にあつては年齢区分に関する表現はローマ法のそれと比較して、古くは不明瞭かつ単純なものしか確認できない⁽¹³⁾。年齢に関する規定は主に、今日の刑法の枠内に関連して現れる。たとえばサリカ法典では、小児殺しの咎に対する罰金額を区別する際に「満十歳」あるいは「長髪の少年」をもって小児と規定している⁽¹⁴⁾。ここでもまた年齢区分は明確なものではなく、その肉体の成熟をもって大人と見なす、いわゆる体的決定主義が並存していることが伺える。またそれに続く項では「しかるに12歳未満の少年がなんらかの罪を犯したる場合には、平和金は彼

より毫も請求せられざるべし」⁽¹⁵⁾との規定が存在し、これらの未成年が不法行為能力を持たないと考えられていることがわかる。リプアリア法典にはサリカ法典のそれに対応する条項を見出すことはできないが、婦女の殺害に関する項目で女性の成年区分の存在が示唆されている⁽¹⁶⁾。

これらの部族法典に注意を向けた限りでは、男子の成年はおそらく10歳あるいは12歳前後と見なされていたと考えることができる。もちろん髪を剃ることで成人とみなされるという、体的決定主義との並存がうかがえる。

先に見たような単純な年齢区分は中世後期までにローマ法のそれに似た複数の年齢段階を生み出すに至る。それをもっとも明らかに示すのがザクセンシュピーゲルである。そのラント法では「21歳を超えるや、人は彼の成年に達したことになる」と述べられている⁽¹⁷⁾。またレーン法26章では「子供たちの年紀は彼らの出生から13年と6週間である。尤も、若し彼らが彼らの知行に関し誰かを裁判所へ召喚せんと欲すれば、彼らが成年即ち21歳に達して居らない間は、彼らはその後【と雖】もそれ（後見人）を必要とする」⁽¹⁸⁾と規定され、先に見たローマ法のそれに似た「12歳・21歳」という2つの画期と3つの年齢段階が存在していることが伺われる⁽¹⁹⁾。この2つの画期について、ザクセンシュピーゲルでは前者を「成熟に達する to sinen jaren komen」、後者を「成年に達する zu sinem dagen kommen」と表現している。すなわち「子が彼の成熟に達している場合には、彼は彼の妻の後見人たりうる。…たとえ彼が彼の未成年の中であっても」⁽²⁰⁾。また「人は、彼の成年（に達する）以前および彼の成年（を過ぎて）以後、もし彼が必要とするならば、後見人を持つことができる」⁽²¹⁾のである。ザクセンシュピーゲルにおいては、成人年齢は21歳とみなされた。

先に見たサリカ・リプアリアの両部族法典の出典と比較するならば、ザクセンシュピーゲルにおける成人年齢規定は、おもに相続と未成年・婦女後見の問題に関連してあらわれてくることがわかる。つまりここで問題とされているのは、中世盛期から後期にかけての社会の問題関心、特にいわゆる「封建社会」において特有の問題であることがわかる。「封建社会」における未成年の子弟の存在にまつわる諸問題については、すでに多くの研究者が関心を向けている。たとえばブロックは「知行に関する慣習法が当初から解決しなければならなかったいくつかの問題の中でも、恐らく未成年の相続人の存在ほど人を当惑させたものは無かつたらう。…年ゆかぬ子供に軍役奉仕を伴う保有地を授与することほど理屈に合わぬことがあろうか。とはいえ、《幼な児》を無一物にしてしまうほどむごいことがあろうか。こうして、このジレンマから脱することを可能にする解決法が9世紀以来模索されてきたのである」と述べ、「封建社会」における社会的紐帯と成人年齢との関連について示唆している⁽²²⁾。

3. ザクセンシュピーゲルとアウクトル・ヴェートゥスにおける成人

ところで中世ドイツにおける年齢区分を考察する史料としてのザクセンシュピーゲルは特異な

地位を占めている。ザクセンシュピーゲルのテキスト成立研究史、とくにそのラテン語版の先行テキストと推測されているアウクトル・ヴェートゥスとの関係については、すでに日本においても詳細な紹介と解釈がなされている⁽²³⁾。本稿ではこのザクセンシュピーゲル成立史という問題に深く立ち入ることはできない。そこで年齢区分という観点に即してのみ、この問題についての説明を行いたい。

アウクトル・ヴェートゥスの刊行史料⁽²⁴⁾を編集したエックハルトは、ゲルマン慣習法地域に広く見られたように成人年齢を24歳と見なす認識が中世のいつの時点で成立し、19世紀にいたってローマ法に見られる25歳成人年齢およびザクセン・フランス圏における21歳成人年齢の概念と並立するに至ったかを問うた⁽²⁵⁾。アウクトル・ヴェートゥスには「成熟期は…12年に始まり、そして24年(=満24歳)で終わる」⁽²⁶⁾との規定があり、この項目がザクセンシュピーゲルには存在しないことを彼は示唆した。エックハルトはそれまでの理解のようにザクセンシュピーゲルのラテン語テキストからアウクトル・ヴェートゥスが成立したとの立場を逆転させ、アウクトル・ヴェートゥスこそがザクセンシュピーゲルのラテン語版の原テキストとなったと考えたのである⁽²⁷⁾。

アウクトル・ヴェートゥスにおける成人年齢(24歳)とザクセンシュピーゲルにおけるそれ(21歳)は、確かに相違している。この相違についてのエックハルトの理解は、「すなわち、この二つの年齢のうち(12の倍数である)24のほうがより古くまた(当時)一般的であり、21のほうは(おそらく教会法(学)の影響で)ザクセンシュピーゲルにはじめて登場し、そこから近代法における『成年』(の始期)にまで継承されることになったものである。つまり、アウクトル・ヴェートゥスの24歳のほうが先にあり、それがザクセンシュピーゲルで21歳に『改訂』されたのに伴い、(それに合わない)アウクトル・ヴェートゥス1・65は『削除された』、と」⁽²⁸⁾なっている。成人年齢24歳が21歳のそれに比べて「古い」かどうか、また21歳が「おそらく教会法(学)の影響で」生まれたかどうかについては、本稿では問題としない。ただエックハルトが調査したように、今日のドイツあるいはフランスの地域において二つの年齢段階区分「7・(14)・21」歳、および「12・(18)・24」歳という段階区分が存在しており、この段階区分はそれぞれ、刑法および民法に分類される諸規定において利用されるための複数の「成人年齢」として成立した⁽²⁹⁾。そして成年に至るまでの少年期の段階区分はこれら複数の段階を区別するにあたり、ある種の倍数の理屈として理解されていた⁽³⁰⁾。この理解において18歳という年齢区分が登場してくる余地が見出せる。

4. 「封建社会」の成熟と *Adolescentia*

ドイツ語史料の中で成熟期 *Adolescentia* と表現される年齢段階において18歳という画期がどのような機能を果たすに至ったかについては、騎士教育の問題を考慮する必要がある⁽³¹⁾。すなわち世俗の王侯貴族の子弟は、修道院入りさせられる子弟とは異なり、12歳前後までは家門の母親

の元で育てられる。その後彼は騎士としての能力・規範を身につけるために、家庭の外へ出る。その主な受け入れ先は王・大司教などの宮廷である。彼は騎士見習いとして⁽³²⁾彼らに仕え、彼らから教育を受け、最終的に騎士叙階を受けることによって、いわば「成人する」のである⁽³³⁾。

騎士叙階を受ける年齢もまた、決して固定的なものではなかった。それは各々の子弟の出自によっても異なったし、またおそらくは地方によっても異なった⁽³⁴⁾。たとえばルードルフ・フォン・エムスの『ヴィルヘルム・フォン・オルレンス』では、若きヴィルヘルムが8歳になると「騎士の技と宮廷作法の学習」が始まっている。彼はイングランド王の宮廷に騎士見習いとして仕え、14歳にして故郷で刀札を受け、騎士になった⁽³⁵⁾。物語の背景の時代である12世紀頃、ドイツにおいて学校教育を含んだこのような体系的な騎士育成が一般的であったかどうかは大いに疑わしい。ブムケは「読み書きのできるこうした主人公は、ドイツ人聴衆には異国人のような印象を与えていたのかもしれない。俗人教育はフランス貴族のあいだでは、ドイツにおけるよりもはるかによく普及していることは知られていたらしい」と述べている⁽³⁶⁾。時代が下るに従って騎士叙階を受ける年齢は上がっていった。単純化はむろん不可能ではあるが、少なくともドイツ・フランス・イングランドでは、8歳前後から僧侶になる子弟の教育がはじまり、俗人子弟は12歳前後には騎士になるための教育を受け始めた⁽³⁷⁾。そしてどれほど早くとも、少なくとも18歳前後まではこの教育が続けられたと考えられる。この期間こそがアウクトル・ヴェートウスからも伺える成熟期であった。彼ら俗人子弟は、12歳前後から少なくとも18歳前後までを「成熟期」として騎士教育を受けたと考えられる。

ここには法的な意味での「成人」概念と並存する、社会的な意味での「成人」概念が存在している。王侯貴族の子弟は騎士叙階を受けて初めて、宮廷を代表する彼らの社会に「成人」として迎え入れられた。18歳という画期はこの騎士教育の問題と関連付けられたと考えられる。そしてこの画期は、先に述べた法的意味での「12・(18)・24」歳という段階区分とも適合的であった。ドイツの慣習法地域の中で、中世後期以来「満18歳」が成人年齢としてもっとも頻出するようになるのは⁽³⁸⁾、このような背景があったと考えることができる。

そしてこの18歳という年限は、おそらく金印勅書に至って初めて実現した規範ではなかった。12・13世紀以来深められてきた「封建社会」の諸体系にあって若年層の教育の問題は社会保持のために重要な要素だった。12歳前後からはじめられる教育は、徳の高い騎士・貴族を育成する宮廷教育であり、王侯貴族たちは自身の後継者およびその同輩の和を作り上げるために調整を重ねていった。その育成機関の終了はイニシエーションとしての騎士叙任をもって完遂され、その期限は中世後期にいたって18歳前後として定着しつつあった。

もちろんこの18歳という年限は最少値を示すものである可能性がある。実際には騎士見習いの育成期間は固定的なものではなく、また出自の高低によって騎士見習いとしての期間が延びることが多くありえた。1268年、ナポリで処刑されたシュタウフェンの末裔であるコンラーディンの

死に際し、まだ16歳半ばであるこの王子に対する哀惜の声があがったという逸話は、当時の社会における成年概念の理解のある程度の広がり示唆している⁽³⁹⁾。またカール4世に関連付けて例を挙げるならば、カールの父であるヨハンがベーメン王に推挙されたさい、その父である皇帝ハインリヒ7世はヨハンの当時14歳という若さのゆえに不安を述べている⁽⁴⁰⁾。

法規定における複数の「成人年齢」と対応するような、社会における「成人年齢の実際の平均」を見出すためには、たとえば高位貴族子弟の結婚年齢の平均値をも考慮する必要があるだろう。18歳前後から24~25歳前後までの広い年齢幅の間で、彼らはいわば社会的に「成人」となった⁽⁴¹⁾。

いずれにせよヨーロッパ各地における「封建社会」が成熟してゆく中で、ローマ法のうちに先行して見出せる「青年時代に至るまでの年齢区分の三分化」という要素が取り入れられ、また政治集団としての宮廷文化の機能化が進んだ結果として、金印勅書7条1項に「18歳」という規定が表れるに至ったのだと考えることが可能であろう。

5. おわりに

金印勅書7条1項における、選帝侯位を相続可能とする年齢として「18歳」が現れるという事実は、宮廷を代表とするドイツの俗人社会におけるリクルートのひとつの画期として理解することができる。この規定は、ローマ法に比して元来詳細な区分を持たず、慣習法としての特徴を強く保っていた封建法のひとつの明確化を示すものであり、神聖ローマ帝国国制に封建法の要素を明文化して取り入れたものと考えられることができる。

本稿で得られた結果からは、共通点と差異化という二つの側面を読み取ることができる。まず本稿で繰り返し述べてきたように、18歳という年齢表記からは慣習的な、文字で表されてこなかった世俗貴族家門の子弟の少年期の展開を読み取ることができる。18歳前後とという画期は世俗の選帝侯と他の世俗貴族がおそらくは共有していた、ひとつの社会的な共通項として捉えることができる。

他方で18歳という年齢規定を含むこの7条1項は、選帝侯と他の世俗貴族家門の明確な差別化、特に帝国国制において不分割の相続を保証された家門とその他の家門というシステムを生み出すこととなった。それ以前には両者の差異は、たとえ実際には暗然と存在していたにしても⁽⁴²⁾、明文化されたものではなかった。しかし金印勅書が公布されることにより、いまや帝国にははっきりと区別された二つの政治集団、すなわち選帝侯集団と世俗貴族集団との対置が生じるようになった。両者の緊張関係は、以後帝国史における重要な基調として続いていくことになる。

註

(1) 引用は *Quellen zur deutschen Verfassungs-, Wirtschafts- und Sozialgeschichte bis 1250*. Lorenz Weinrich (bearb.), Darmstadt 1977. Nr.94a. (以下、テキスト引用は G.B.) 7-1.; 史料テキストとしては他に *Die Goldene Bulle Kaiser Karls IV. vom Jahre 1356* (Monumenta Germaniae Historica. Fontes Iuris Germanici Antiqui XI). Wolfgang D.

- Fritz (hrsg.) Weimar 1972; Buschmann, Arno: *Kaiser und Reich. Teil 1: Vom Wormser Konkordat 1122 bis zum Augsburger Reichsabschied von 1555*. 2.ergänzte Aufl., Baden-Baden 1994. S.104-156. 以下、引用文献で「選挙侯」あるいは「選定侯」とも訳される Kurfürst/Kurfürsten については、本稿では「選帝侯」として統一する。
- (2) Wolf, Armin: Art. Goldene Bulle von 1356. in: *Lexikon des Mittelalters* 4, Sp.1542f.; Laufs, Adolf: Art. Goldene Bulle. in: *Handwörterbuch zur deutschen Rechtsgeschichte* 1, Sp.1739ff. 日本語文献としては池谷文夫「ドイツ王国の国制変化」成瀬治・山田欣吾・木村靖二(編)『世界歴史体系ドイツ史1』山川出版社、1997年、第7章。特に306頁以下。
 - (3) 池谷、311頁。
 - (4) G.B.7.1.
 - (5) Ebd.
 - (6) たとえば日本では「満20歳を以って成年とす(民法第3条)」と定めている一方で「天皇、皇太子及び皇太孫の成年は、18歳とする(皇室典範第22条)」とも定められている。
 - (7) 現在のドイツにおける法律上の成人年齢は18歳だが、1974年に至るまでは21歳と定められていた。Bürgerliches Gesetzbuch (BGB) §2.
 - (8) ローマ法に関しては Kaser, Max: *Das römische Privatrecht*. 2 Bde. 2.Aufl. München 1971-1975. 原田慶吉『ローマ法 [改訂6版]』有斐閣、1955年。
 - (9) Kaser: *Privatrecht*, S.116ff. 原田、60頁以下。
 - (10) *Theodosiani libri XVI cum Constitutionibus Sirmondianis et Leges novellae ad Theodosianum pertinentes*. 2 Bde. in 3. Theodor Mommsen/ Paul Meyer (hrsg.) 4.Aufl. Dublin 1970-71. VIII, 18, 3.
 - (11) Ebd., VIII, 18, 8.
 - (12) Kaser: *Privatrecht*, S.116.
 - (13) ゲルマン法慣習地域における成年・未成年の概念および、行為能力一般については G・ケプラー『ドイツ法史』田山輝明ほか(監訳)成文堂、1999年、136頁以下。H・ミッタイス『ドイツ私法概説』世晃晃志郎・広中俊雄(訳)創文社、1961年、78頁以下。O・v・ギールケ『ドイツ私法概論』石尾賢二(訳)三一書房、1990年、65頁以下を参照。刑法上の成人年齢については、His, Rudolf: *Geschichte des deutschen Strafrechts bis zur Karolina*. München; Berlin 1928. Neudruck München 1967. S.7f.
 - (14) 久保正幡(訳)『サリカ法典』創文社、1977年。24章1、2。
 - (15) 久保(訳)『サリカ法典』24章5。
 - (16) 久保正幡教授の訳においては、この項目は「誰かがリブアリア婦女をば、彼女が成熟期に達したる後、40歳までの間に、殺害したる場合には」と訳されている。久保正幡(訳)『リブアリア法典』創文社、1977年、12章。
 - (17) 石川武・久保正幡・直居淳(訳)『ザクセンシュピーゲル・ラント法』創文社、1977年、86頁。
 - (18) 金沢理康『ザクセンシュピーゲル・レーンレヒト』早稲田大学法学会、1939年、26頁以下。条文の表現する意味については石川武「ザクセンシュピーゲル・レーン法邦訳(5)」『北大法学論集』52-3、2001年、973-1014頁、995頁以下に従う。
 - (19) レーン法26章に現れる「13年と6週間」という表現については、未成熟である12歳を過ぎたあと、封主からレーンを受けるために1年と6週間の期間を必要とする、との理解に従っている。石川「ザクセンシュピーゲル・レーン法邦訳(5)」995頁。
 - (20) *Sachsenspiegel: Landrecht und Lehnrecht*. Friedrich Ebel (bearb.) Stuttgart 1999. Landrecht 1-42-2. 訳文引用は石川・久保・直居訳『ラント法』87頁。
 - (21) Ebd. Landrecht 1-42-1. 石川・久保・直居訳『ラント法』86頁以下。
 - (22) M・ブロック『封建社会』堀米庸三(監訳)岩波書店、1995年、252頁。
 - (23) 石川武「アウクトル・ヴェートゥスとザクセンシュピーゲル」『法制史研究』52、2002年。1-45頁。

- (24) *Auctor vetus de beneficiis I*. Karl August Eckhardt (bearb.) Aalen 1964. 以下、A.V.と略称。
- (25) Eckhardt, Karl August: Die Volljährigkeitsgrenze von 24 Jahren. in: *Zeitschrift der Savigny-Stiftung für Rechtsgeschichte*. Germanische Abteilung 61, 1941, S.1-20.
- (26) A.V.1.65.
- (27) Lieberwirth, Rolf: Art.Sachsenspiegel, in: *Lexikon des Mittelalters* 7, Sp.1240ff.
- (28) 引用は石川「アウクトル・ヴェートゥス」8頁。
- (29) アウクトル・ヴェートゥスと同様に「12・(18)・24」の年齢段階を示唆する史料としては金印勅書ののちにあらわれた、いわゆるフランケンシュピーゲルを挙げることができる。*Das Keyserrecht nach der Handschrift von 1372*. Hermann Ernst Endemann (hrsg.) Cassel 1846, Neudruck Glashutten 1971.
- (30) Eckhardt: Volljährigkeitsgrenze, S.14ff.
- (31) 中世の騎士についてはJ・ブムケ『中世の騎士文化』平尾浩三ほか(訳)白水社、1995年。Fleckenstein, Josef: *Rittertum und ritterliche Welt*. Berlin 2002.
- (32) 騎士見習いKnappeについてはZotz, Thomas: Ritterliche Welt und höfische Welt. in: Fleckenstein, *Rittertum*, S.173-229. Hier S.190ff; Fenske, Lutz: Der Knappe. Erziehung und Funktion. in: *Curialitas*. Josef Fleckenstein (hrsg.) Göttingen 1990, S.55-127.
- (33) 騎士叙階についてはOrth, Elsbet: Formen und Funktionen der höfischen Rittererhebung. in: *Curialitas* (註32), S.128-170. Rösener, Werner: Art. Schwertleite, in: *Lexikon des Mittelalters* 7, Sp.1646ff. 騎士教育についてはOrme, Nicholas: *From Childhood to Chivalry*. London 1984.
- (34) Fenske: Knappe, S.73.
- (35) ブムケ『中世の騎士文化』407頁。
- (36) 同、408頁。
- (37) Fenske: Knappe, S.77.
- (38) Brauner, Wilhelm.: Art.Alter 2, in: *Lexikon des Mittelalters* 1, Sp.470f.
- (39) N・オーラー『中世の死』一條麻美子(訳)法政大学出版局、2005年、250頁。
- (40) 薩摩秀登『王権と貴族：中世チェコに見る中欧の国家』日本エディタースクール出版、1991年、92頁。
- (41) シュピースが提示しているように、中世後期における伯・フライヘル身分の子弟の婚姻は18歳前後から増加し始め、平均結婚年齢は20台半ばだった。Spieß, Karl Heinz: *Familie und Verwandtschaft im deutschen Hochadel des Spätmittelalters*. Stuttgart 1993. S.416, Graphik 38.
- (42) 帝国史における選挙侯集団の成立とその意義について、Wolf, Armin: *Die Entstehung des Kurfürstenkollegs 1198-1298*. Idstein 2000. A・ヴォルフ「選定侯団の成立」『歴史と社会のなかの法』(比較法史研究2)比較法制研究所、1993年、178-219頁。